

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に係る審査基準等の一部改定について

1 規則等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る審査基準等の一部改正

2 根拠法令・条項

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則 第6条、第7条

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条

3 規則等の制定日

令和4年4月1日（金曜日）

4 結果公示の日

令和4年4月1日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

民法の一部を改正する法律等の制定に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に応ずるため。

7 規則等の概要

新旧対照表のとおり

8 担当課・連絡先

○ 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

TEL：088-826-0110（内線3025）

新 解 釈 運 用 基 準	旧 解 釈 運 用 基 準
<p>第1～第12 (略)</p> <p>第13</p> <p>1 (略)</p> <p>2 未成年者の相続 <u>未成年者</u>が相続の承認を受けて風俗営業者の地位を承継した場合においては、<u>当該未成年者</u>が客の接待をしてはならないという条件を付することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第14～第16 (略)</p> <p>第17 風俗営業の規制について（法第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係）</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 風俗営業を営む者の禁止行為</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第22条第1項第6号中「提供」とは、酒類を飲用に、たばこを喫煙の用に適する状態に置くことをいい、<u>営業者がこれを二十歳未満の者に販売したり、贈与したりする場合に限らず、二十歳未満の者が持参した酒類又はたばこにつき、爛をしたり、グラス、灰皿等の器具を使用させてその用に供する状態に置けば、「提供」に当たる。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第18～第36 (略)</p> <p>第37 少年指導委員について（法第38条、第38条の2及び第38条の3関係）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 立入り</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 立入りの手続及び方法 次のア及びイのほか、少年指導委員の立入りの方法については、第36中3(2)イ及びエと同様である。 ア (略)</p>	<p>第1～第12 (略)</p> <p>第13</p> <p>1 (略)</p> <p>2 未成年者の相続 <u>18歳未満の者</u>が相続の承認を受けて風俗営業者の地位を承継した場合においては、<u>当該18歳未満の者</u>が客の接待をしてはならないという条件を付することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第14～第16 (略)</p> <p>第17 風俗営業の規制について（法第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係）</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 風俗営業を営む者の禁止行為</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第22条第1項第6号中「提供」とは、酒類を飲用に、たばこを喫煙の用に適する状態に置くことをいい、<u>営業者がこれを未成年者に販売したり、贈与したりする場合に限らず、未成年者が持参した酒類又はたばこにつき、爛をしたり、グラス、灰皿等の器具を使用させてその用に供する状態に置けば、「提供」に当たる。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第18～第36 (略)</p> <p>第37 少年指導委員について（法第38条、第38条の2及び第38条の3関係）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 立入り</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 立入りの手続及び方法 次のア及びイのほか、少年指導委員の立入りの方法については、第36中3(2)イ及びエと同様である。 ア (略)</p>

イ 調査の必要上質問を行う場合にあつては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が二十歳未満の者であつて、補導（法第38条第2項第1号）又は援助（同項第3号）を行う必要がある場合に限り行うこととする。

(4)・(5) (略)

6 (略)

第38・第39 (略)

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

イ 調査の必要上質問を行う場合にあつては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が未成年者であつて、補導（法第38条第2項第1号）又は援助（同項第3号）を行う必要がある場合に限り行うこととする。

(4)・(5) (略)

6 (略)

第38・第39 (略)

附 則

この基準は、令和4年3月1日から施行する。